

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項に基づき、令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

本町の令和3年度決算に基づく各指標については、次のとおりで、いずれの指標も健全化基準を下回っています。

1. 健全化判断比率		(単位 : %)		2. 資金不足比率		(単位 : %)	
	健全化判断比率	⑤早期健全化基準	⑥財政再生基準	特別会計名	資金不足比率	①経営健全化基準	
①実質赤字比率	—	15.0	20.0	公共下水道事業特別会計	—		
②連結実質赤字比率	—	20.0	30.0	漁業集落環境整備事業特別会計	—	20.0	
③実質公債費比率	12.1	25.0	35.0	水道事業会計	—		
④将来負担比率	150.1	350.0					

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「—」表示

用語の説明

1. 健全化判断比率

健全化法において、町の財政状況を客観的に表し財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、下記の4つの財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を健全化判断比率として定めている。

①実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

②連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

③実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

④将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

⑤早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが、この基準を上回ると財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事への報告が必要となる。

⑥財政再生基準

健全化判断比率のうち、将来負担比率を除くいずれかが、この基準を上回ると財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣への報告が必要となる。

また、地方債の起債が制限される。

2. 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

①経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率が一つでもこの基準を上回ると経営健全化計画の策定が義務付けられる。